

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和31年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人がA事業所(C県)において、昭和31年10月1日に取得、32年10月21日に喪失、船舶所有者D(E県)において、同年10月21日に取得、33年7月1日に喪失、船舶所有者D(F県)において同年7月1日に取得、同年10月30日に喪失、A事業所B支店(C県)において同年10月30日に取得、35年10月23日に喪失、船舶所有者D(F県)において同年10月23日に取得、36年2月2日に喪失、船舶所有者D(G県)において同年2月2日に取得、同年8月17日に喪失、A事業所(C県)において同年8月30日に取得、38年5月21日に喪失、同年8月1日に取得、39年1月24日に喪失、同年2月17日に取得、44年6月30日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年10月から同年12月までの期間は1万円、32年1月から同年5月までの期間は1万2,000円、同年6月から同年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から33年6月までの期間は1万6,000円、同年7月から同年9月までの期間は9,000円、同年10月から34年4月までの期間は1万円、同年5月から同年9月までの期間は9,000円、同年10月から35年4月までの期間は1万円、同年5月から36年7月までの期間は1万4,000円、同年8月から同年12月までの期間は2万2,000円、37年1月から同年7月までの期間は2万6,000円、同年8月から38年4月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間は2万8,000円、39年2月から40年1月までの期間は2万6,000円、同年2月から41年6月までの期間は3万6,000円、同年7月から42年6月までの期間は4万2,000円、同年7月から43年6月までの期間は4万5,000円、同年7月から44年5月までの期間は4万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 昭和29年4月から31年2月9日まで  
② 昭和31年5月23日から同年7月26日まで  
③ 昭和31年9月30日から38年5月21日まで  
④ 昭和38年8月1日から44年6月30日まで

昭和29年4月から44年6月までの期間、A事業所（現在は、H社）に勤務していたので申立期間①から④までの期間について厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険及び船員保険記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和31年9月30日から同年10月1日までの期間について、申立人のA事業所B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においては、同年10月1日に資格喪失していることが確認できる。

また、H社の回答によると、申立人は、昭和31年2月9日から39年1月24日までの期間及び同年2月17日から44年6月30日までの期間において同社に在籍していたことが確認できる。

これらのことから、申立人のA事業所B支店における厚生年金被保険者の資格喪失日は昭和31年10月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の昭和31年8月の記録から、1万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、昭和31年10月1日から38年5月21日までの期間については、A事業所、船舶所有者D及びA事業所B支店に係る船員保険被保険者名簿又は被保険者台帳によると、申立人と同姓同名で生年月日が同一の者が、31年10月1日に被保険者資格を取得、32年10月21日に資格喪失、同年10月21日に資格取得、33年7月1日に資格喪失、同年7月1日に資格取得、同年10月30日に資格喪失、同年10月30日に資格取得、35年10月23日に資格喪失、同年10月23日に資格取得、36年2月2日に資格喪失、同年2月2日に資格取得、同年8月17日に資格喪失、同年8月30日に資格取得、38年5月21日に資格喪失していることが確認でき、当該被保険者記録は、いずれの厚生年金保険番号にも統合されていないことが確認できる。

また、H社が保管する船員保険被保険者資格取得届及び喪失届において、申立人が、昭和32年10月21日に資格喪失、33年7月1日に資格取得、同年10月30日に資格喪失、同年10月30日に資格取得、35年10月23日に資格喪失、同年10月23日に資格取得、36年2月2日に資格喪失、同年8月30日に資格取得、38年5月21日に資格喪失していることが確認できる。

これらのことから判断すると、上記の被保険者名簿又は被保険者台帳の記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和31年10月1日に船員保険被保険者資格取得、32年10月21日に資格喪失、同年10月21日に資格取得、33年7月1日に資格喪失、同年7月1日に資格取得、同年10月30日に資格喪失、同年10月30日に資格取得、35年10月23日に資格喪失、同年10月23日に資格取得、36年2月2日に資格喪失、同年2月2日に資格取得、同年8月17日に資格喪失、同年8月30日に資格取得、38年5月21日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿又は被保険者台帳に記載されている未統合の申立人と認められる船員保険被保険者記録から、昭和31年10月から同年12月までの期間は1万円、32年1月から同年5月までの期間は1万2,000円、同年6月から同年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から33年6月までの期間は1万6,000円、同年7月から同年9月までの期間は9,000円、同年10月から34年4月までの期間は1万円、同年5月から同年9月までの期間は9,000円、同年10月から35年4月までの期間は1万円、同年5月から36年7月までの期間は1万4,000円、同年8月から同年12月までの期間は2万2,000円、37年1月から同年7月までの期間は2万6,000円、同年8月から38年4月までの期間は2万8,000円とすることが妥当である。

申立期間④については、A事業所B支店に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の者が、昭和38年8月1日に資格取得、39年1月24日に資格喪失、同年2月17日に資格取得、44年6月30日に資格喪失していることが確認でき、当該被保険者記録は、いずれの厚生年金保険番号にも統合されていないことが確認できる。

また、H社が保管する船員保険被保険者資格取得届及び喪失届において、申立人が昭和38年8月1日に資格取得、39年1月24日に資格喪失、同年2月17日に資格取得、44年6月30日に資格喪失していることが確認できる。

これらのことから判断すると、上記の被保険者名簿の記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和38年8月1日に資格取得、39年1月24日に資格喪失、同年2月17日に資格取得、44年6月30日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿又は被保険者台帳に記載されている未統合の申立人と認められる船員保険被保険者記録から、昭和38年8月から同年12月までの期間は2万8,000円、39年2月から40年1月までの期間は2万6,000円、同年2月から41年6月までの期間は3万6,000円、同年7月から42年6月までの期間は4万2,000円、同年7月から43年6月までの期間は4万5,000円、同年7月から44年5月までの期間は4万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、H社は、申立人の履歴書により、申立人が昭和

31年2月9日に同社に入社した旨を回答していることから、当該期間において勤務していたことを推認できない。

また、申立期間②及び申立期間③のうちの36年8月17日から同年8月30日までの期間について、H社は、申立人がA事業所に在籍していた旨を回答しているものの、申立期間において、同事業所に係る船員保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間④のうちの昭和39年1月24日から同年2月17日までの期間については、H社が保管する申立人に係る解職申請書によると、申立人は同年1月24日に退職の申出を行い、同年2月17日には同社に入社していることが確認できることから、当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

加えて、H社は申立期間①から④までの期間に係る給与台帳等を保管しておらず、また、申立人も当該期間に係る給与明細書等を所持していないため、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料又は船員保険料が控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者又は船員保険被保険者として、申立期間①、申立期間②、申立期間③のうちの昭和36年8月17日から同年8月30日までの期間及び申立期間④のうちの39年1月24日から同年2月17日までの期間に係る厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日を昭和46年11月15日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年9月29日から38年3月1日まで  
② 昭和46年11月15日から同年12月20日まで

昭和34年4月にA社に入社し、途中で異動があったものの、平成11年3月まで同社で継続して勤務した。昭和37年9月29日から38年3月1日までの期間及び46年11月15日から同年12月20日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る退職経歴台帳、同社からの回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に昭和34年4月1日から平成11年3月31日までの期間、継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立期間①及び②について、A社内の異動であり、同社が申立人について入社から退職までの期間について正社員であったこと、及び同社では正社員を社会保険に加入させていた旨の回答を行っている。

さらに、A社は、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続については、各事業所において行っており、給与計算は本社で行い、厚生年金保険料を

給与から控除していた旨の回答を行っている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①については、A社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和38年2月1日であることから、申立人のA社における資格喪失日を38年3月1日とし、申立期間②については、同社保管の申立人に係る退職経歴台帳により、46年11月15日付けで同社B営業所に配属されていることが確認できることから、同社B支店における資格取得日を同年11月15日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年8月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における46年12月の社会保険事務所の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺資料が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月30日から同年9月1日まで  
会社の運動部への入部を条件に、昭和35年2月中旬、C社D事務所に採用され、同社の社員寮に入居し、退職するまでいた。入社初日に、同社課長から、同一敷地内にあったA社B事務所への配属命令を受けた。同年8月初旬、C社の総務課長から、9月1日から同社へ異動する命令を受けた。異動後の就労場所は同一敷地内で事務所は別棟だったが、処遇等の変更は無かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和35年3月1日にC社D事務所の子会社であるA社B事務所に配属され、後にC社D事務所に異動した経緯、申立人と一緒に申立期間及びその前後、運動部に所属していた同僚の供述、及び申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間において継続してA社B事務所に勤務（昭和35年9月1日にA社B事務所からC社D事務所に異動）したことは推認できる。

また、昭和30年代当時のC社及びA社の本社の経理担当者は、両社本社間及び両社の子会社間を異動しているが、厚生年金保険の加入記録に空白期間は無い旨を供述しており、オンライン記録においても、当該経理担当者の両社本社及び両社の子会社における厚生年金保険被保険者の記録は継続していることが確認できる。

さらに、A社B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載され



ていた同僚の 16 人について、C 社 D 事務所への異動者の有無を確認したところ、同僚 3 人の異動を確認でき、このうち 2 人については厚生年金保険被保険者記録の欠落は無く、残り 1 人については 1 日の記録の無い期間があるものの、厚生年金保険被保険者の記録は継続していることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 事務所に係る昭和 35 年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社 B 事務所は既に廃業しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成16年3月1日、資格喪失日が18年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

平成 16 年 3 月 1 日から 18 年 6 月 30 日までの期間、A社に勤務した。雇用保険の離職日は同年 6 月 30 日になっているのに、年金事務所の記録では離職日が厚生年金保険の喪失日となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成16年3月1日、資格喪失日が18年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、雇用保険の記録及びA社から提出された申立人に係る平成18年の賃金台帳によると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成18年5月のオンライン記録及び前述の賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月19日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 佐賀厚生年金 事案 1081

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から同年 8 月 1 日まで

昭和 38 年 5 月に A 社に B 職種として入社し、C 支社に配属された。昭和 38 年 8 月 1 日からの厚生年金保険の加入記録となっているが、入社してすぐ業務をしているので、勤務していたことに間違いない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社が申立人の辞令簿により申立人が昭和 38 年 5 月 15 日に試用として C 支社に入社したと証明していること、及び申立人が同年 6 月 1 日の申立人の署名が確認できる同社発行の資料を所持していることから、申立人が同社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録において昭和 38 年 1 月から 12 月までの期間に A 社における厚生年金保険の被保険者の資格取得が確認でき、回答が得られた 20 人は、回答のあった入社時期よりおおむね 1 か月から 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、前述の 20 人のうち、申立人と同様に A 社で B 職種をしていたと供述している同僚 3 人は、回答のあった入社時期よりおおむね 2 か月から 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、また、同社の事務担当者も一定の試用期間を経過後に厚生年金保険の資格取得の手続を行っていたようだとして供述していることを踏まえると、同社では、申立期間当時、従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立期間において、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

加えて、A 社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、また、

申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。